

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人樋渡道一の上告理由第一点について。

論旨は判例違反をいうけれども、原判決は、原審並びにその引用する第一審判決
挙示の各証拠を総合考かくして、被上告人が上告人の求婚に対し、真実夫婦として
共同生活を営む意思でこれに応じて婚姻を約した上、長期間にわたり肉体関係を継
続したものであり、当事者双方の婚姻の意思は明確であつて、単なる野合私通の関
係でないことを認定しているのであつて、その認定は首肯し得ないことはない。右
認定のもとにおいては、たとえ、その間、当事者がその関係を両親兄弟に打ち明け
ず、世上の習慣に従つて結納を取かわし或は同棲しなかつたとしても、婚姻予約の
成立を認めた原判決の判断は肯認しうるところであり、所論引用の判例に抵触する
ことはなく、所論は結局、原審の専権に属する事実認定を非難するに帰するから採
用し難い。

同第二点について。

論旨は原判決に理由不備、判断遺脱の違法があるというけれども、原判決は、所論第一点について説示したように、上告人、被上告人間には婚姻予約が成立したことを認定しているのであるから、不当にその予約を破棄した者に慰藉料の支払義務のあることは当然であつて、被上告人の社会的名誉を害し、物質的損害を与えなかつたからといつて、その責任を免れうるものではない。又被上告人が第三者と情を通じ、被上告人みずから上告人との関係を破たんせしめたとの主張は、原判決の認定しない事実を前提として原判決を非難するものであるから、原判決には所論のような理由不備、判断遺脱の違法はなく、論旨は採用しえない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと
おり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	朔	郎